

報告第13号

専決処分の報告について（丸亀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱）

丸亀市教育長に対する事務委任等規則第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同規則第3条第2号の規定により、これを報告する。

令和6年6月24日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

専 決 処 分 書

丸亀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱について、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年6月1日

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

1 被委嘱者

	委嘱組織・団体名	役 職 等	氏 名
1	学識経験者	香川短期大学教授	垣渕 直子
2	学識経験者	丸亀市歯科医師会理事	吉永 美加 (再)
3	市立幼稚園・こども園園長代表	市立城東幼稚園長	柳 久子 (再)
4	市立小学校校長代表	市立富熊小学校長	玉岡 優子 (再)
5	市立中学校校長代表	市立南中学校長	高井 真治 (再)
6	市立小・中学校医代表	丸亀市医師会副会長	森本 雄次 (再)
7	関係行政機関の職員	香川県中讃保健福祉事務所衛生課長	真鍋 潔司 (再)
8	市立幼稚園・こども園 PTA 代表	市立城東幼稚園 P T A 学級委員	新井 彩花
9	市立小学校 P T A 代表	市 P T A 連絡協議会 母親部会部長 (城南 PTA)	小倉 明子
10	市立中学校 P T A 代表	市 P T A 連絡協議会 副会長 (東中 PTA)	岩根 誠 (再)
11	その他教育委員会が必要と認める者	市立郡家小学校養護教諭	奥田 歩 (再)
12	その他教育委員会が必要と認める者	市立東中学校栄養教諭	廣田 友菜

2 委嘱期間

令和6年6月1日から令和7年5月31日まで

3 委嘱理由

各種団体からの推薦等に基づき、適任であると認めたため

丸亀市学校給食センター運営委員会委員名簿（旧）

	委嘱組織・団体名	役 職 等	氏 名
1	学識経験者	香川短期大学教授	次田 一代
2	学識経験者	丸亀市歯科医師会理事	吉永 美加
3	市立幼稚園・こども園園長代表	市立城東幼稚園長	柳 久子
4	市立小学校校長代表	市立富熊小学校長	玉岡 優子
5	市立中学校校長代表	市立南中学校長	高井 真治
6	市立小・中学校医代表	丸亀市医師会副会長	森本 雄次
7	関係行政機関の職員	香川県中讃保健福祉事務所 衛生課長	真鍋 潔司
8	市立幼稚園・こども園 PTA 代表	市立西幼稚園 P T A 会 計	白川 幸子
9	市立小学校 P T A 代表	市 P T A 連絡協議会 母親部会部長（城南小学校 PTA）	岡崎 明子
10	市立中学校 P T A 代表	市 P T A 連絡協議会 副会長（東中学校 PTA 会長）	岩根 誠
11	その他教育委員会が必要と認める者	市立郡家小学校養護教諭	奥田 歩
12	その他教育委員会が必要と認める者	市立東中学校栄養教諭	十河 沙也加

（委嘱期間 令和5年6月1日から令和6年5月31日まで）